

# 海洋科学との接続性を考慮した海洋ガバナンスの構築（H24 報告）

松浦正浩 ・ 長谷知治 ・ 許 淑娟 ・ 西本健太郎  
（東大・公共政策） （立教・法）（東北大・法）

## 1. 科学技術と政策決定の関係（松浦）

政治アクター間のバーゲニングを前提とした従来の政策決定から、科学的根拠に基づく政策決定、いわゆる"evidence-based policy"への転換を求める流れが昨今の政策プロセス論に見られる。しかし、科学的根拠の妥当性に関する政治的論争へと止揚したに過ぎないという見方もできる。特に、予防原則（precautionary principle）と健全な科学（sound science）の緊張関係を踏まえると、何を根拠として採用（棄却）するか判断が政策決定に大きな影響を与える。

本研究では、科学技術と政策の関係について言及する科学技術社会論などにおける議論を整理したうえで、科学技術と政策を接続する上でのガバナンスのあり方や共同事実確認などを検討した。

## 2. 海洋科学との相互作用が期待される国際的な調整メカニズムに係る検討—国際海運からの CO2 の排出削減に向けた取り組みを事例として（長谷）

本研究においては、国際海運からの CO2 の排出削減に向けた取り組みを事例として取り上げることとした。その理由として、第一に国際海運は重量ベースで国際貿易の9割以上を占める経済活動の大動脈であるとともに、GDPの増加に伴い CO2 も 2007 年比で 2050 年には約 3 倍に増加すると見込まれるなど国際的に対策の確立が急務とされる分野の一つであること、第二に技術的手法及び運航的手法から成る技術パッケージは 2011 年 7 月に合意済であり、MARPOL 条約付属書VIの改正が 2013 年 1 月発効と間もない事例であり、その調整過程や科学的知見の導入過程の把握が比較的容易と考えられたこと、第三に国際海運は義務を国籍により差別化が不可能であることもあり、技術パッケージが CBDR（共通だが差異ある責任）原則ではなく先進国、途上国の別なく導入されるという温暖化関係のグローバルで一律の規制構築の合意に至った興味深い事例であること等による。

本研究では、許准教授による主に国際法的観点からの制度的検討をベースとしつつ、日本国内における対応体制、IMO における交渉及びその中の海洋科学との関係を分析するとともに、今後の技術パッケージに続く経済的手法による CO2 排出削減に向けた動きを UNFCCC との関係にも留意しながら整理するものである。

## 3. 国際法における科学の役割——CO2 規制をケーススタディとして（許）

国際法において科学技術の知見が果たす機能は多岐に渉る。古典的な例として浮かぶのは、国際法違反を伴う越境環境汚染が生じた場合に、汚染者と損害の因果関係や損害（賠償）の規模を確定するために、科学技術の知見が用いられる例である。これは事後的な権利義務関係の処理のために科学技術の知見が用いられる例であるが、損害が生

じさせないように事前の局面での役割もその重要性を増している。国際社会における意思決定（たとえば条約策定）において、科学技術の知見は多様な役割を果たす。規律の対象そのものの定義に科学的知見が用いられることや（大陸棚の定義など）、規律の方式に用いられることがある（MSY など）。条約の文言に直接書き込まれていなかったとしても、国際的な規律を行う動機づけに科学的な知見が大きく働くことは疑いが無い。また、科学技術の知見において不確定性が残る場合にも、予防的に規制を働かせる必要も生じている（予防原則・予防アプローチ）。本研究で着目したい点は、国際法における科学技術の知見の利用は、あくまでも規範的な目的のために利用するという点である。科学としての信憑性と同時に、規制の根拠としての正統性が求められる。とりわけ科学技術の知見の利用における正統性がどのように担保されるのかは重要な課題である。

こうした科学技術の知見の役割は「ケースバイケース」で大きく異なる。そこで、本報告では、船舶から排出されるものも規制の対象となった CO2 規制について取り上げたい。CO2 規制全体の規律構造、科学の役割、陸における規制と船舶に対する規制の違いについて概観する。なお船舶に対する CO2 排出規制の詳細については長谷報告に譲る。

## 4. 大陸棚限界委員会の機能と限界（西本）

大陸棚の制度は唯一、その地理的範囲を自然科学的な要素によって定義されており、距岸 200 海里以遠のいわゆる延伸大陸棚については、海底の地形・地質を基準とする定式によってその外縁が定まることになっている（国連海洋法条約 76 条）。そこで採用されている大陸棚の定式化自体は外交的な妥協の産物であり、地質学や地球物理学上の必然性を持つものではないものの、沿岸国の主張する大陸棚の範囲が条約 76 条に適合しているか否かの判断には科学的な知見が必要となる。そのため、国連海洋法条約は地質学、地球物理学又は水路学の専門家からなる大陸棚限界委員会を設置し、沿岸国が提出した海底データ等を検討して勧告を行う権限を与えている。

このように、大陸棚限界委員会の任務は本来自然科学に基づくものであり、大陸棚の境界面定やその他の紛争については何ら権限を持っていない。しかし、日本の大陸棚申請についても九州—パラオ海嶺南部海域に対する勧告の採択を見送ったように、国家間の法的・政治的な紛争に巻き込まれる事例もしばしば存在している。本研究では、こうした事例における委員会の対応のあり方を分析し、自らの権限範囲に関する委員会の立場を検討するとともに、そうした理解が適切であるのかを自然科学者から構成される委員会に本来期待されていたのは何だったのかという点に立ち返って評価する。